

恒常的な雇用関係を確認するための書類

下記の書類のうち、いずれかの写しを添付してください。

1. 監理技術者資格者証(所属建設業者名が記載されているもの)
2. 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 技術職員名簿(経営事項審査申請書類)
5. 商業登記簿謄本の役員名簿欄
6. 源泉徴収票
7. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
8. 雇用証明書等(氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)の写し

【注意事項】

令和7年12月2日以降の健康保険被保険者証の取扱いについて

マイナンバー法等の一部改正法により、健康保険被保険者証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、有効期限は最長で令和7年12月1日までとなります。このことから、健康保険被保険者証での雇用関係の確認は、令和7年12月1日までとします。また、マイナ保険証、資格確認書および資格情報のお知らせについては該当となりませんのでご注意ください。